

足利市の建ぺい率・容積率・道路、隣地、北側斜線制限一覧

地域	建ぺい率 (法第53条)	容積率 (法第52条)		道路斜線 (法第56条第1項第1号)		隣地斜線 (法第56条第1項第2号)		北側斜線 (法第52条第1項第3号)		絶対高さ
		割合	前面道路の幅員 が12m未満	道路斜線 適用距離	勾配	立上がり	勾配	立上がり	勾配	
第1種低層住居専用地域	30%	50%	容積率は、 左記の割合 以下で、かつ 前面道路 の幅員 (m) × 0.4	20m	1.25	/	/	5m	1.25	10m
	40%	60%								
	50%	80%								
第1種中高層住居専用地域	60%	200%	容積率は、 左記の割合 以下で、かつ 前面道路 の幅員 (m) × 0.6	20m	1.5	/	/	/	/	/
第1種住居地域										
第2種住居地域										
近隣商業地域	80%	400%	容積率は、 左記の割合 以下で、かつ 前面道路 の幅員 (m) × 0.6	20m	1.5	/	/	/	/	/
商業地域										
準工業地域										
工業地域	60%	200%	容積率は、 左記の割合 以下で、かつ 前面道路 の幅員 (m) × 0.6	20m	1.5	/	/	/	/	/
工業専用地域										
用途地域の指定のない区域										

法第22条区域の指定	全域（ただし、防火地域又は準防火地域内については法第61条及び第62条を適用）	
市長が定める角地緩和	10%	①建築基準法の道路により内角120度以内の角地となる場合で、その敷地の周辺の3分の1以上が道路に接する。 ②建築基準法の道路に挟まれた敷地で、その敷地の周辺の3分の1以上が道路に接するもの
地区計画	①堀里ニュータウン東地区 ②堀里ニュータウン西地区 ③葉鹿橋左岸地区 ④足利イカ-ビ-ン 初-ク地区 ⑤西久保田工業団地地区 ⑥大月助戸地区 ⑦上渋垂地区 ⑧あがた駅南産業団地地区 ⑨あがた工業団地地区 ⑩羽刈工業団地地区 ⑪荒金工業団地地区 ⑫久保田工業団地地区 ⑬榊崎工業団地地区 ⑭毛野東部工業団地地区 ⑮あがた駅北産業団地地区 ⑯映像のまち地区	
建築協定	条例なし	
壁面線の指定（外壁後退）	指定なし（ただし、地区計画の区域に限り有。）	
中高層建築物指導要綱	住居系用途地域内＝10mを超える建築物、それ以外の地域＝15mを超える建築物（中高層建築物によるTV受信障害防止指導要綱）	
積雪荷重	垂直積雪量＝ 0.3m 単位荷重＝ 20N/m ² （法第86条第1項）	
風圧力	風速V ₀ ＝ 30 m/s 地表面粗度区分＝ 第三種（告示第1454号）	

※用途地域の指定のない区域の建ぺい率・容積率は、平成16年4月1日より60%・200%

足利市の日影による中高層建築物の制限一覧表

(建築基準法第56条の2第1項本文、同法別表第4及び栃木県条例)

施行期間昭和53年9月1日

地域	栃木県条例で指定する 建築基準法別表第4 (に) 欄の号	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	栃木県条例で指定する日影時間の制限	
				境界線から5mを超え、 10m以内の部分	境界線から10mを 超える部分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	(一)	軒高7m超え、又は 地上階数3以上	1.5m	3時間	2時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	(二)	高さが10mを超える もの	4m	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	(二)			5時間	3時間
近隣商業地域 (容積率200%)	(二)				
準工業地域 (容積率200%)	(二)				
用途地域の指定のない区域 (容積率200%)	(三)				

- (注) 1 この表において、敷地の平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周辺の地盤と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さをいう。
2 この表において、日影の制限時間とは、冬至時の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における時間をいう。